

群馬県立障害者リハビリテーションセンター研修室 ご利用案内

群馬県立障害者リハビリテーションセンターの研修室は、障害福祉を目的に活動される支援団体の人材育成のための研修、勉強会等にご利用いただけるよう、群馬県が設置する施設です。

なお、ご利用には事前の申し込みが必要です。

1 利用時間

原則 平日 8:30～20:30（準備・片付けの時間も含む）

- ・ 附帯設備については、貸出・使用方法確認は17:30までに済ませてください。
17:30以降は警備員のみとなりますので、対応しかねます。
- ・ 土日・祝祭日については、ご相談ください。
- ・ 年末年始（12月29日～1月3日）は休みとなります。

2 利用施設

○研修室1 参加者数 60人程度

- ・ 研修準備室が併設されています。窓やエアコン設備はありませんが、講師の控え室としてご使用可能です。
- ・ 机・椅子のレイアウトは変更可能ですが、使用後は必ず元の位置にお戻しください。

○附帯設備 事前に申込が必要です。

マイク1本、ワイヤレスマイク2本、マイクスタンド（1本型1本、卓上型2本）、プロジェクター1台、レーザーポインター2本、USB接続ケーブル6m1本、音声ケーブル3m1本、固定式スクリーン1台、移動式ホワイトボード1台、ドラムコード30m1台、喫煙用火消壺2個

3 駐車場使用

- 駐車場は群馬県立ふれあいスポーツプラザの構外臨時駐車場（県立しらがね学園南）をご使用いただきます。西側（当センターから遠い側）から駐車願います（お身体の不自由な方を除く）。
- ご希望日が群馬県立ふれあいスポーツプラザの大会等と重なる場合には、使用できない場合がありますので、予約時にご確認ください。
- 誘導等のために係員が必要な場合は、使用者の方でお願いします。
- 当センター構内一般駐車場は、施設入所者の面会者が使用しますので、ご使用はご遠慮いただきます。
- 当センター構内に身障者用駐車場が3台ありますが、研修参加者の使用については、2台に限らせていただきます。

4 利用できる団体

- (1) ご利用になる主催者団体の所在地が群馬県内であること
- (2) 参加費、資料代、またはこれに類するものを徴収しない利用であること
- (3) 営利を目的としない研修であること

5 利用料金

無料

6 利用申請

原則として、ご利用月の3ヵ月前の月の1日(午前9時)から申込が可能です。

例：1月30日の利用の場合、前年10月1日から申込可能

7 予約手順

空き状況確認	電話でのお問い合わせ可
↓	
仮予約	電話及び口頭での予約は仮予約となります ・団体の電話番号（携帯番号のみは不可）と担当者の9：00～17：00で連絡がとれる電話番号が必要です。
↓	
仮予約確定（申込の受理）	駐車場使用確定後、電話連絡します
↓	
利用申請書の提出	ご利用日の1ヵ月前までに提出してください ・当センターホームページより利用申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、募集要項等内容の分かる書面を添付し、返信用定形封筒（返送先の郵便番号・住所・宛名を明記し、切手を貼付）を同封して、郵送にてお送りください。 ・団体の規約、規則及び活動内容等の資料を提出していただく場合があります。
↓	
利用承認書の発行（本予約）	利用申請書を審査の上、利用承認書を発行いたします

※利用申請書・承認書の写しを駐車場を管理している群馬県立ふれあいスポーツプラザに提供しますのでご了承ください。

8 利用申し込み・受付

○申し込みの際は、担当者の所在を明らかにしていただき、当センターと連絡がとれるようにしていただきます。

○予約受付・・・平日 9：00～17：00

申請受付・・・平日 9：00～17：00

○申請内容に変更が生じた場合は、至急ご連絡ください。

（利用日・利用時間・研修の名称変更等が該当します。必要に応じて変更申請が必要になります。）

9 利用承認の取り消し及び、使用制限

○次の場合は、利用承認を取り消しまたは使用を制限することがあります。

・利用条件、遵守事項、係員の指示を守らないとき。

- ・利用権を第三者に譲渡、転貸したとき。
- ・偽りの申請など不正な手段によって利用の許可をうけたとき。
- ・施設又は付属設備を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ・管理又は運営上支障があるとき。
- ・公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- ・公序良俗に反する、または入所施設へ及ぼす影響が過大であると判断されるとき。
- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力構成員の利用のとき。

10 使用上の注意

- ご利用の際は、利用承認書を持参の上受付に提示してください。
- 施設内での寄付金の募集、書籍等の物品の販売はできません。
- 飲食物の持ち込みなどの行為には事前に承認が必要です。飲食したゴミは、各自で持ち帰ってください。トイレなどのゴミ箱に捨てないようにご注意ください。
- 研修参加者の名札を正面玄関で装着していただきます。名札を装着されていない場合は不審者として対応する場合があります。申請された参加者数の名札を貸し出しますので、使用後に数を確認の上返却ください。紛失の場合は、弁償していただきますので、ご注意ください。
- 参加者の受付は研修室付近で行ってください。廊下の通行の妨げにならないようにご配慮願います。
- 入所施設のエリアには立ち入らないようにしてください。研修室、正面玄関から研修室までの廊下、その廊下に面したトイレに限りご使用いただけます。
- 施設内での火気の使用はできません。
- 喫煙については、研修室利用者用の喫煙場所がありませんので、ご遠慮ください。
- 壁、柱、ガラス等への画鋲、釘、セロテープ類の使用はお断りいたします。
- 使用後は施設を元の状態（消灯、空調のスイッチOFF等）に戻してからお帰りください。
- 建物、設備、備品、器具等を毀損、破損、汚損または滅失したときには、必ずお申し出ください。使用者の方に損害を賠償していただくこととなります。また、今後の利用をお断りする場合があります。ご注意ください。
- 放送・呼び出しは、行ないません。
- 節電、節水にご協力ください。
- 原状回復後、受付までお越しください。係員が確認をいたします。

※ 個人情報保護については、法令、条例及び規定に基づき、適正に取り扱います。

群馬県立障害者リハビリテーションセンター
〒372-0001 伊勢崎市波志江町3030-1
T E L : 0270-24-2678
F A X : 0270-23-4988
受付時間：平日 9：00～17：00